I 審議事項

「病床機能再編支援事業給付金」の支給について(甲州市立勝沼病院)

(経緯)

国は、地域医療構想の推進のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を令和2年度から支給している。

(支給要件)

- ① 地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等の、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであることについて、地域医療構想調整会議の議論及び<u>都道府県医療審議会の意見</u>を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの
- ② 病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成 30 年度 病床機能報告における稼働病床数の 90%以下であること

(支給対象)

甲州市立勝沼病院

【急性期病床数: H30.7.1 <u>51 床</u> → R3.4.1~ 39 床 <u>(△12 床)</u>】 → 病床稼働率が低い中、狭小な 6 人部屋を 4 人部屋に変更することにより、療養環境の改善と病床の削減を図る。

(支給額)

19,152 千円(財源:地域医療介護総合確保基金)

@1,596 千円 \times 12 = 19,152 千円

(減少1床当たり単価) (減少病床数)